

(設置)

第1条 世代を超えた町民相互のふれあいの中で、心の通いあう温かい交流と健康の増進を図り、潤いと安らぎのある高齢者福祉の向上に資するため、仁木町高齢者福祉施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 仁木町高齢者福祉施設（通称：仁木町交流センター『いきいき88』）

位置 余市郡仁木町北町1丁目88番地1

(開館時間及び休館日)

第2条の2 施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前10時から午後9時までとする。ただし、入浴時間は午後2時から午後8時30分までとする。

(2) 休館日 毎週月曜日

(職員)

第3条 施設に、館長その他必要な職員を置くことができる。

(行為の制限)

第4条 施設（敷地内を含む。以下同じ。）を使用しようとする者（以下「使用者」という。）が、施設において次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、町長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。

(2) 業として、写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 展示会、その他これに類する催しをすること。

(5) 文書、図書、その他印刷物を貼付又は配布すること。

(特別の設備等の制限)

第5条 使用者が施設の使用にあたって特別の設備をし、又は物件の搬入を行おうとする場合は、町長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 町長は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用の制限又は停止を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、付属設備、備品又は展示品その他資料を破損若しくは汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第4条の制限を受けている者と認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。

(5) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第8条 町長は、前条に定める使用料（入館料を除く。）について必要があると認めるときは、免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、貸室又は第4条及び第5条の許可による使用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により、施設又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、減免することができる。

(管理の代行)

第12条 町長は、施設の管理について必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(利用料金)

第13条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に当該公の施設の利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、第7条第1項に規定する使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 使用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(目的の達成)

第14条 指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、あらかじめ町長の承認を得て、飲食物の提供、物品の販売及び宣伝その他必要な事業を行うことができる。

(利用料金の免除)

第15条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(適用除外)

第17条 第7条、第8条及び第9条の規定は、第13条第1項の規定により、指定管理者の収入として収受させる場合は適用しない。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 施設の利用の許可及び利用調整に関すること。
- (3) 町長の承認を得て、第2条の2に定める開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。
- (4) 町長の承認を得て、利用料金を変更し、免除すること。
- (5) 利用料金の徴収に関すること。
- (6) 施設及び付属設備等の維持及び修繕に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認めること。

2 第12条の規定により指定管理者に行わせる場合にあつては、第4条、第5条及び第6条の規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行わなければならない。

(報告、調査、指示)

第20条 町長は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月28日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の仁木町高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例第12条の規定により管理の委託を受けている者は、改正後の同条例第12条の規定による指定管理者が指定されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月18日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

仁木町高齢者福祉施設使用料

使用料区分		使用の単位	料金	摘要	
入館料	個人	高齢者	1人／1回	300円	1 高齢者とは、65歳以上の者とする。 2 大人とは、高齢者を除く高校生以上とする。 3 中人とは、中学生とする。 4 小人とは、小学生とする。
		大人	1人／1回	410円	
		中人	1人／1回	300円	
		小人	1人／1回	150円	
	回数券	高齢者	12回券	3,080円	
		大人	12回券	4,110円	
		中人	12回券	3,080円	
小人		12回券	1,540円		
貸室料	交流室 (定員45名)	1時間	200円	1 入館料は含まない。 2 超過使用の場合は、30分増すごとに、100円を加算する。	
	研修室 (定員45名)	1時間	200円		
冷暖房料	交流室	1時間	100円	1 冷暖房時間は、貸室使用時間とする。 2 冷房期間 7月1日～8月31日 3 暖房期間 11月1日～4月30日 4 町長が実情に応じて定める期間 5 超過使用の場合は、30分増すごとに、50円を加算する。	
	研修室	1時間	100円		
電気料	施設	コンセント 1か所／1日	100円	1 備付け設備以外の電気器具を使用するとき。 2 1日とは、8時間以内とする。	
敷地料	施設用地	1㎡／1日	10円	1 1日とは、8時間以内とする。	

(備考)

- 1 ホールのみの入館及び小学校就学前乳幼児は、無料とする。
- 2 小学校就学前乳幼児の入館は、保護者同伴とする。
- 3 貸室の準備及び後始末に要する時間は、使用時間に含める。
- 4 貸室使用は、超過使用の場合を除き1時間単位とする。
- 5 超過使用の場合、30分未満の端数は30分とする。
- 6 物品の販売、展示又はその他の営利行為のため使用する場合は、貸室料及び敷地料を350%割増しとする。
- 7 営利を目的として入場料等を徴収する場合は、次のとおり貸室料及び敷地料を割増しする。ただし、入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額で算定する。
 - (1) 1,000円以下の場合 250%割増し
 - (2) 1,000円を超え2,000円以下の場合 300%割増し
 - (3) 2,000円を超える場合 350%割増し